

非卜部系統『日本書紀』写本群について

——為繩本・玉屋本・三嶋本——

はじめに

西暦七二〇年五月二一日、『続日本紀』（巻第八・元正天皇 養老五年条）によればこの日、『日本書紀』完成の上奏がなされている。本紀三〇巻に加えて系図一卷のあったことが記されるものの、系図は現存せず、本紀三〇巻のみが『日本書紀』として、現在にいたるまで伝えられている。その『日本書紀』は、これまでに数多の写本が書き継がれてきたが、三〇巻全部を具える写本は存外少ない。数少ない例に該当する北野本も、書写期を異にするいくつかの写本群によって構成されている。また、天理大学附属天理図書館所蔵の兼石本は二八巻を具えるものの、神代巻二巻はなく、逆に同館所蔵乾元本『日本書紀』は神代巻二巻のみ

植 田 麦

で構成される。その他、多くの『日本書紀』写本をみると、神代巻（一卷のみ、あるいは二巻のみを含む）の写本が多くを占め、巻第三以降のものはそれに比して少ない。完本を具えた『日本書紀』が一般化するのには、近世以降、版本の隆盛をまたなければならぬ。

このように、ただ『日本書紀』の写本といっても、現存状況に鑑みてそれは、書写のあり方が巻ごとに異なっていた様相を看取することが可能である。また、夙に指摘のありとおり（日本古典文学大系『日本書紀』等）、書写のあり方自体にも「古本系」「卜部系」といった差がみられる。その概略を示せば、『日本書紀』の成った時点で近い書記形態を保存するものが「古本系」、卜部家（吉田・平野両家）に伝わったものにみられる特徴を備えたものが「卜部系」

と称される。両者は特に、巻第一・巻第二の神代巻にその特徴が顕著である。

『日本書紀』神代巻は正文に複数の一書を付す。正文は冒頭から結末に至るまで連続した内容となっているが、一書は任意の章段における正文に対する異文となっている、内容として正文と連続しないし、一書同士でも基本的には連続した内容となっていない。この正文が大字一行で書記されるのに対し、平安時代初期の書写と目される四天王寺本等では、一書が小書双行で書記される。その際、改行はなされることなく、いわば分注のかたちで書かれる。一方、卜部系本の代表的な写本ともいえる兼方本では、一書は全体に一段下げたうえで、大字一行で書写されている。これは乾元本等でも同様である。

もちろん、一書の書写の在りようのみで古本系か卜部系かを決するものではないが、書記形態の特徴として、見逃すことはできない。術語として「古本系」をたてるのであれば、それに対する語は「新本系」とするべきところではあろうが、その「新本」に相当するものが卜部家伝来の諸本であることから、「卜部系」とされる。とすると、卜部家（卜部兼俱『日本書紀神代巻抄』によれば、卜部兼延という）によって一書のあり方を改編されたテキスト群とそれ以外、すなわち「卜部系」とそれに対する「非卜部系」

という把握の方が、『日本書紀』写本群を考えるには適しているのかもしれない。

ところで、先に完本としての『日本書紀』が一般化するのには近世以降と述べた。その代表的なものとして寛永期に刊行されたものがあるが、これもまた、一書は一段下げ大字一行、すなわち卜部系の写本の伝統を引き継ぐものである。そして、現代における『日本書紀』注釈書の多くもまた、寛永版本や兼方本等の卜部系本を底本として使用している。

このようにしてみると、『日本書紀』成書当時から現代にいたるまで、その写本群は多様性に満ちていることがわかる。しかしながら、現在の『日本書紀』研究は、その基底に卜部系本を置くことが多く、右にみた「多様性」は無視され、むしろ卜部系本こそが『日本書紀』そのものとして扱われているようにすらみえる。

稿者はこれまでに、『日本書紀』の二三〇〇年間を考える目的から、三嶋本『日本書紀』を主たる対象として論考を加えてきた。三嶋本は卜部系本に属さない『日本書紀』写本のなかでも際だった特徴をもつもののひとつであり、『日本書紀』写本全体の多様性を考えるのに適したものであると判断したためである。

それらの論考のなかでは、三嶋本の祖本として指摘のあ

る『類聚国史』、あるいは三嶋本の具書三巻との関係について述べたのであるが、一方、三嶋本と同系統の写本として指摘のなされてきた玉屋本『日本書紀』および為縄本『日本書紀』との関わりについてはいまだ述べるところが少なかつた。本稿では、それら三本の『日本書紀』の在りようについて考察することを目的とする。

1. 諸本について (1) 為縄本

まずは、本稿で扱う三本、為縄本・玉屋本・三嶋本について確認することから始めたい。

為縄本は巻第一のみ現存している。神宮文庫所蔵の一本で、『日本書紀』の写本としてよりも、左にみる理由から『類聚国史』の一本として知られる。

『類聚国史』は平安時代に菅原道真によって編纂された類書で、当初は本史二〇〇巻、目録二巻、系図三巻から成っていたが、現存するのはそのうちの六二巻である。現存巻をみると、巻第一神祇部一・神代上に始まり、続く巻第二は神祇部二・神代下、続刊以下巻第百九十九雅俗部までとなっている。内容は、『日本書紀』をはじめとした種々の書物を部立てに沿って切り貼りしたものである。しかしながら、巻第一「神祇部一」と巻第二「神祇部二」について

は、それぞれ『日本書紀』の巻第一「神代上」・巻第二「神代下」をそのまま用いている。つまり、『類聚国史』巻第一と巻第二は、『日本書紀』巻第一・巻第二としてよむことができる。

玉屋本をみると、その冒頭に「日本書紀 巻第一」とあり、次行に「神祇部一」とあって、『類聚国史』巻第一の部立てをそのまま残している。ただし、現存『類聚国史』写本の多くが一書を小書双行で記すのに対し、為縄本は大字単行で正文に連続させ、改行もしない。すなわち、『類聚国史』が『日本書紀』の古本系の特徴を保存するのに対して、為縄本は『類聚国史』卜部系本とも異なる書きぶりをみせる。

この本を「為縄本」と称するのは、その巻末に、
祭主従二位行神祇大副大中臣朝臣為縄 在判

本云 為縄自筆也 云々

と記されているためである。

この「為縄」については小島鉦作(一九四三)が、永正本『二十一社記』奥書にみえる「伊勢国粥見御蘭従二位」、天理大学附属天理図書館所蔵『中臣祓訓解』奥書の、

正平二十四年五月二十八日於伊勢国粥見御蘭従二位祭主為綱卿宿所書写候已下同六月一日一交畢

金剛資範超歳四一才也

また高野山宝寿院旧蔵『日本書紀』奥書にある、

本云、為繩自筆也、

于時正平二十四年五月十八日写功畢、

祭主從二位行神祇大副大中臣朝臣為繩 在判

から、正平二十四（西曆一三六九）年時点で伊勢国粥見御
菌に居を構えた大中臣為繩であるとしている。しかしなが
ら、これらの資料以外に「為繩」の名を記したものはみえ
ない。その理由として小島（一九四三）は、「正平」は南
朝側の元号であり、この大中臣為繩もまた、南朝により補
任されたため、と推測している。なお、高野山宝寿院旧蔵
『日本書紀』は、昭和のごく初期にはすでに行方不明となっ
ている。^(註)

2. 諸本について (2) 玉屋本

東京帝室博物館から東京国立博物館へと所蔵が移る以
前、この書は江戸吉原の玉屋山三郎のもとにあったことが
知られる（入田整三・一九二六、近藤喜博・一九五一）。そ
の故に、本書は玉屋本と称される。全三冊。第一冊は巻第
一から巻第三まで、第二冊は巻第四から巻第六まで、第三
冊は巻第七から巻第十までである。なお、第一冊一丁表、
第二冊二丁表、第三冊一丁表に「東京府尋常師範学校蔵書

印」と朱印が押されており、東京帝室博物院以前に東京府
尋常師範学校の蔵書であったことがわかる。これらについ
ては入田（一九二六）に詳しく、玉屋の遊女の所持品であつ
たものを玉屋の主人が受け取り、玉屋から東京府師範学校
に貸し出されたものの返還されず、玉屋がなくなつてし
まったのちに東京帝室博物館が購入し、そして東京国立博
物館所蔵に帰し現在に至る、という。なお、玉屋所蔵時に
国学者・秋本安民が借り受け、複数名が書写したとの証言
もある（入田・一九二六）。玉屋本の写本として、東京大
学本居文庫所蔵本・天理大学附属天理図書館所蔵秋葉本・
同館所蔵中山繁樹書写本・蓬左文庫所蔵本等があるのは、
あるいはこの折に作られたもの、もしくはさらに書写され
たものとも推測される。

また、玉屋本をみると、「智積院」の記載が第一冊・第
二冊裏表紙見返しと第三冊六十四丁（第三冊最終丁）表に
みられる。この「智積院」が現在京都にある智積院なのか、
それとも京都以前、紀州根来寺内にあつたものなのか、あ
るいは他の智積院であるのかは不明である（近藤・
一九五一）。

奥書をみると、

卷第一末尾（第一冊 二十七丁裏）

神代上始応永二十三年書之 良海（花押）

卷第三末尾（第一冊 七十四丁表）

於河内国誉田八幡宮東一院東房屋 写之

石穗山 今ハ仏頭山トハ太子勝鬘経講之時ヨリ

橘寺ニアリ 定円

卷第四末尾（第二冊 十四丁裏）

永享五年三月 於江州犬上郡武林峯辰巳辺湖岸

書之 良海（花押）

中臣祭文（第二冊 二十四丁裏）

永享五年五月書之 於若狭国遠敷宮 玄猷・良

海

卷第六末尾（第二冊 四十三丁裏）

自応永二十三年至于永享五年書之 於若狭国遠

敷宮 良海（花押） 定円

卷第七末尾（第三冊 二十五丁裏）

永享五年 於江州犬上郡武林峯辰巳辺湖岸書之

良海（花押）

卷第八末尾（第三冊 三十五丁裏）

永享五年三月 於江州犬上郡武林峯辰巳辺湖岸

書之 良海（花押）

卷第九末尾（第三冊 四十九丁裏）

永享三年三月 於河州長野山誉田八幡宮東一院

書 良海（花押）

卷第十末尾（第三冊 六十三丁裏）

永享三年卯月 於河州長野山誉田八幡宮東一院

書之 良海（花押） 定円

とあって、書写者として「良海」の名がみえるほか、部分的に「玄猷」、また本文とは別筆で「定円」の名が記される。先にみた「智積院」の書き入れと「定円」とが同筆か否かは判然としないが、いずれにせよ「定円」は書写者ではなく所持者の名と考えられる。

現存しているものは右に述べたとおり卷第十までであり、卷第十一以降の写本の存在は確認できない。近藤（一九五二）は愚管抄にある「応神天皇イデヲハシマシテ、今ハ吾国ハ神代ノ気分モアルマジ」との記述や、神宮文庫所蔵道祥本『日本書紀私見聞』がやはり応神紀までであることなどから、玉屋本もまた、卷第十応神天皇までの書写をもって完結したものとみている。

第一冊表紙見返しには、まず「神祇部一」とあって、前述の為繩本と同じく、玉屋本もまた『類聚国史』の性質を引き継ぐ。ただし、先にみたとおり『類聚国史』の『日本書紀』直接利用は卷第一と卷第二のみであり、つまり卷第三以降は『類聚国史』以外の書物を使用している。しかしながら後にも触れるとおり、玉屋本の本文は『日本書紀』としては特異なものであり、少なくとも現存写本からは卷

第三以降の玉屋本の系統を知るとは難しい。

また、玉屋本第一冊見返しにはほかに、「此本訓音合点本」の墨書に加え、訓読についての朱書注記がある。これは凡例として機能しているが、そのような朱書の書入の大半は巻第一に集中しており、巻第二以降では施注箇所は少なくなる。

また、第一冊見返しにはほかに、五字の梵字が示され、その横に「意識精」「天御中」「天照太神」「阿闍普賢」「笑魔愛染」また「大初大始大素太一古」との記載がある。これらは本文と同筆と判断される。玉屋本が真言宗寺院の所蔵にかかること、また書写者「良海」が真言宗関係者と目されること（植田麦・二〇一七）を思えば、この書が「兩部的」（近藤・一九五一）なもの、真言宗の立場から『日本書紀』を享受した結果の一端とみることができる。

内容の特徴としては、他の『日本書紀』写本に比して特異な異同を多くもつ。この異同は三嶋本とも一致するところがあり、両者の強い血縁関係を伺い知ることが可能である（後述）。

また、巻第五の崇神天皇条は崇神天皇八年冬十二月まで、その続きに中臣祭文として中臣祓を記す。崇神天皇八年冬十二月は、他の『日本書紀』では天皇が大田田根子に大神を祭らしめる記事である。兼右本に沿ってその本文を

示せば、

天皇以大田々根子令祭大神是日活日自拳神酒献天皇仍
歌之曰……所謂大田々根子今三輪君等之始祖也
となつてゐるところが、玉屋本では、

天皇以大田根子今祭大神是謂活日拳神
葛木上郡山辺句都天下治六十八年座焉
以中臣祓祭文治国享民禦疫鬼不如祭礼

日本書紀卷第五

と、崇神天皇についての記述を閉じたのち、

中臣祭文

謹請東方以恠三十六神将

……（中略）

高天原神留座皇親神漏岐神漏美御命以

……（後略）

として、祭礼および中臣祓本文を記す。これも、他の『日本書紀』写本にはみられない特徴である。ただし、玉屋本と強い血縁関係にある三嶋本をみると、『日本書紀』に『中臣祓解除』として、やはり『中臣祓訓解』の異本を具す。書写者が仏僧であることを思えば、これらは神道の側の問題として処理するべきではなく、特に真言宗に関連した、中世における信仰に関わる現象として考えるべきである

う。

3. 諸本について (3) 三嶋本

すでに旧稿(植田・二〇一六、植田・二〇一七)でも三嶋本については考察を加えたのであるが、ここでは本稿の目的に従ってその概要を示し、また旧稿に加えて三嶋本の特徴的な表現について述べる。

三嶋大社所蔵の当該本は、『日本書紀』巻第一から巻第三までの三巻に加え、『二十一社記』の異本である『日本国大社二十一社為本紀守護』、『中臣祓訓解』の異本である『中臣祓解除』、『二所天照皇太神遷幸時代抄』の写本である『神口決』各一卷が付される。『日本書紀』巻第一の第五段一書第二までには朱筆による傍訓書入があるものの、巻第二・巻第三には墨筆によるものも含め、書入はみられない。

この『日本書紀』については、三嶋大社と國學院大学とで分蔵されている。すでに中村啓信(一九八二)によって詳細な考察が加えられているとおり、近代のある時期に『日本書紀』が何者かによって切り出され、その断簡は何人かの手を経て、現在は國學院大学の所蔵に帰している。

『日本書紀』の奥書をみると、

応永三十五年参籠而三嶋宮間

正長元年初秋日本紀三卷書写

筆者神聖良海并快尊同重

尊助筆真尊四人到随分精

誠奉書写畢

大檀那正長元年

奉施入三嶋宮

とある。先にみた、玉屋本の書写者である「良海」と同じ名がみえることから、中村(一九八二)は、この両者を同一人物と考えている。稿者もそれが適当であると考え、後述するとおり、玉屋本・三嶋本両書の書きぶりをみると、かなりの近似性を指摘しうる。

また、『中臣祓解除』をみると、巻末に

正長元年九月八日

奉施入豆州三嶋宮

願主西楠御子

女尼牛御子

頼御女

と奥書がみられる。『日本書紀』と具書三卷とはそれぞれ書写者を異にするが、『日本書紀』三巻は同一の手によるものとみられ、具書三巻も同一人物にかかる書写と判断される。また、『日本書紀』に書き入れられた朱書などは具

書三巻と同一の書写者によるものと考えられる。料紙や界線の幅・高さもほぼ同じであり、よって、六巻は同一時期にひとつの企画意図に基づいて作られたものと判断される。

なお、巻第一に限れば、第八段一書第三・第四・第五の全体と、第六の前半部が欠落している。為繩本・玉屋本では当該箇所を落としてはいないため、三嶋本の祖本においてすでに欠落していたか、もしくは三嶋本の書写の際に欠落したものと考えられる。

4. 三本の近親性と為繩本の一書について

以上、三本を概観した。それをふまえて、三本の特徴を考えていくこととしたい。これら三本については、その系統に強い同一性をみることができ、その傾向をもっとも強くみせるのが、第一段正文の例である。乾元本他、『類聚国史』を含む諸写本が、「于時天地之中生一物状如葦牙便化為神号国常立尊【至貴曰尊……】」とするところを、三本は共通して、「于時天地之中生一物状如葦牙便化為神号国常立尊次可美葦牙彦舅尊又有物若浮膏生於空中因此化神号国常立尊【至貴曰尊……】とする。この傍線部は第一段一書第六の一部が竄入したもので、三本の祖本において行

われたものと判断される。その他、同様の例としては、諸写本が「次双生億岐洲与佐度洲」(第四段一書第八)とするところを、三本が「次双生陰岐洲与佐度洲」とする例や、諸写本が「是時素戔嗚尊年已長矣」(第五段一書第六)とするところを、三本が「是時素戔嗚尊季已長矣」とする例などがある。

以上を確認したうえで、西川順土(一九八三)の論を確認する。西川は、為繩本に付された一書のうち、とくに訓注の位置に注目する。いま改めて為繩本一書の訓注をみると、たとえば巻第一第一段一書第一では、

亦曰葉木国野尊【葉木国此云播拳矩尔】亦曰見野尊
とあるように、施注の対象となる語の直下に置かれることが多い。これを他の写本でみてみると、いずれも語の直下ではなく、一書の末尾にまとめられている。たとえば兼右本の巻第一第一段一書第一から第二では、
一書曰……亦曰葉木国野尊亦曰見野尊……
一書曰……次国狭槌尊葉木国此云播拳矩爾可美此云于麻時

のごとくである。為繩本の全体をみてみると、ほぼすべてが同様、すなわち語についての注は施注対象の語の直下にある、という傾向をみせる。

西川(一九八三)は、これらの例に基づき、

かつて日本書紀一書の訓註は当該語彙の処に在ったと推定して考を発表したことがあるが、これは為繩本によって確認されると考えている。

しかしながら、為繩本においても他の写本と同じく、注記を一書の末尾におく例がみられる。たとえば第五段一書第七の末尾では、「次磐筒女神児経津主神【尿水音乃矛反】とする。施注の対象となる「尿」については、第五段一書第六において、「一云伊奘諾尊乃向大樹放尿【放尿此云愈磨理】」とある。つまり、諸写本は「尿」の訓注・音注ともに第五段一書第七末尾におくのであるが、為繩本では、訓注は施注語（第五段一書第六）の直下に、音注は諸写本と同じく第五段一書第七末尾におく。そのほか、第五段一書第八末尾の「此草木沙石自含火之縁也【麓山足曰麓此云簸耶磨】離【此云之伎音鳥含反】」や、第七段一書第一末尾の「是即紀伊国所坐日前神也石凝姥【此云伊之居梨度咩】全剥【此云宇都播伎】」など、他写本と同様の書写例がみられる。こうしてみると為繩本では、語に対しての注記は、必ずしも施注語の直下にあるのではなく、一書の末尾、しかも一書をまたいで置かれることがある。しかもそれは、他の写本と同一箇所にある。

為繩本と近親関係にある玉屋本・三嶋本をみると、他の

写本と同じく、一書の末尾にまとめられている。ここには、二つの可能性が生じる。その第一は、西川（一九八三）が想定したように、七二〇年の成書当時、為繩本のように一書の訓注が語の直下であり、玉屋本・三嶋本はそれを改編して一書の末尾においた可能性である。

この場合、玉屋本・三嶋本の一書訓注の位置が他の写本と同じく、一書の末尾にあることが問題となる。また、玉屋本・三嶋本の祖本は為繩本と同じく『類聚国史』であり、一書を小書双行で記す。よって、玉屋本・三嶋本の祖本が、古本系『日本書紀』で、かつ一書訓注を一書の末尾にまとめたものを参照にしたということになる。そのとき、なぜ「神祇部一」（玉屋本）とする記載が残存しえたのかが問題となる。さらに、為繩本とも共通する、他の『日本書紀』との異同が訂正されなかったのかも疑問として残る。

このように考えると、第二の可能性、すなわち為繩本が一書の訓注の位置を改編したと判断するのが妥当ではないか。この可能性を補強する材料として、第八段一書第六にある「顕見」の訓注がある。諸写本とも、第八段一書第六末尾に、「顕此云于都斯」とするところを、為繩本・玉屋本・三嶋本では、

（為）復為顕見蒼生及畜産【顕見此云宇都斯】

（玉）【復為顕見蒼生及畜産…（中略）…】顕見【此云

宇都斯矣】

(三)【復為顯見蒼生及畜産…(中略)…顯見此云宇都斯】

としている。為繩本は当該訓注を一書の末尾ではなく施注対象の語に近いところにおき、玉屋本・三嶋本は一書の末尾におく。ここで注意すべきは訓注の位置ではなく、諸本が「顯」とするところを、三本は共通して「顯見」としていることである。なお、現存『類聚国史』もまた、この訓注は『日本書紀』写本と同様の記載である。つまりこの訓注は、三本ともに諸本とは異なっている。西川(一九八三)は当該訓注について、「顯」の訓注についても為繩本だけの特徴であると言うことができる」としているが、位置はともかく、異同については不正確である。

そして、もしも第一の可能性に従って考えるとこの訓注は、まず三本の祖本が「顯」を「顯見」と改めたあと、玉屋・三嶋本はその他の写本にのっとって一書の末尾に訓注を移動させながら、「顯見」はそのまま残した、ということことになる。それはいかにも不自然といわざるをえない。以上から、為繩本では一書の訓注の位置を改編したのではないかと、稿者は考えるのである。そのように考えれば、さきにもみた第五段一書第六の「尿」の注記についても、もともと訓注・音注ともに第五段一書第七末尾にあったものの、

訓注のみが位置を変えられたということが出来る。第五段一書第八末尾・第七段一書第一末尾の例も同様に扱うことが可能である。

為繩本がこのような改編を可能とし、玉屋本・三嶋本とが行えなかったのは、一書の書きぶりによるのではないか。すでにみたとおり、為繩本は一書を大字で書記するため、訓注を分注で、すなわち小書双行で記すことができる。一方、玉屋本・三嶋本のように古本系の場合、語の直下に訓注があると、本文と注との書記形態による識別ができず、誤読の可能性を許してしまう。そのため、玉屋本と三嶋本とは改編を行わなかった。それはとりもなおさず、成書当時に於ける『日本書紀』の特徴を、『類聚国史』を通して保持しているということなのではないか。

とはいえ、玉屋本と三嶋本とが為繩本とに比して、より原本『類聚国史』に近い性質を保存しているともいえない。たとえば、植田(二〇一六)でも述べたとおり、神名の表示については、為繩本がより古態に近い書記の状況を保存している可能性が高いのである。

そのため、次節では三本の差異とそれぞれの本の特徴について考察する。

5. 三本の血縁関係と個々の本の特徴

繰り返し述べているように、為繩本・玉屋本・三嶋本とは強い血縁関係を示す。しかしながら、三本を相互にみくらべると、その異同は少なくない。相互に校合した数値をみると、為繩本にのみられるものが二〇六例、玉屋本にのみみられるものが五四二例、三嶋本にのみみられるものが二二三例である。この数値だけを見ると、玉屋本のみが異質で、為繩本・三嶋本とは共通性があるようにみえる。しかしその異同傾向は、別の事実の読み取りを可能とさせる。以下、その具体的な在りようについてみることにしたい。

	他の二本と 不一致の例	乾元本と不 一致の例
為繩本	二〇六	七八
三嶋本	二二三	一九六
玉屋本	五四二	五三六

まずは、為繩本にのみみられる例の確認を行う。この二〇六例について、乾元本との比較を行うと、一致しないものが七八例であった（これはつまり、一二八例は三嶋本

と玉屋本とが一致し、かつ為繩本・乾元本と一致しない、ということの意味する)。その具体例をみると、玉屋本・三嶋本および乾元本が「又」とするところを「亦」とするもの(第五段一書第六)や、同様に他の本が「有清心」とするところを「清心有」とするもの(第六段正文)などである。全体を閲すると、異体字を用いる例、字体の似た別の字を用いる例、諸本にないものを一字加える例、三字以内を欠落する例、字の順を異にする例のみである。字を落とす例でも、三字の例は一例のみで、しかも、乾元本が「之殿」(第四段一書第一)とすると三嶋本・玉屋本が「之大殿」とするもので、実質的には二字の欠落といつてよい。このようにみると、為繩本のみのみられる異同には、文脈を大きく変えるほどのものはないとみてよいだろう。

続いて、三嶋本にのみみられる二二三例をみる。乾元本との比較の結果、一九六例が一致しなかった。つまり、為繩本に比して、より独自性の高いことを指摘しうる。また、その全体をみると、一字から十六字までの文字を落とす例が多くみられる(三七例)。その他の例をみると、為繩本と同様に、文字を加えるもの、文字を変えるもの、字の順を変えるものが大半を占める。ただし一例、諸本が「葦原中国」とするところを「葦原中津国」とする例には注意が必要である。これについては植田(二〇一七)でも述べた

とおり、『日本書紀』を注釈する視点からの意図的な改編とみることができるとみられる。

そして、玉屋本にのみみられる例では、乾元本と一致しない例が五三六例であり、やはり独立性の高さを指摘しうる。その様相をみると、為繩本・三嶋本と同様のものが大半を占めるものの、一部、玉屋本の特徴といえるものもある。たとえば、諸本が「也」とするところ、あるいは何も字をおかないところを「矣」とする例がある。この傾向は巻第二に顕著であるが、本稿では言及のみにとどめる。

その他の例としては、「泉津門」（第五段一書第六）「泉津守道」（第五段一書第十）といったものがある（いずれも、諸本は「津」を挿入しない）。先に三嶋本の特徴として「葦原中津国」の例を示したが、これに類するものとみてよいだろう。すなわち、玉屋本もまた三嶋本と同じく、注釈を本文化する特徴をもっている。注釈的な語句を挿入する例としては、「異説」（第一段一書第一）「皆是異説」（第五段正文）がある。これについても植田（二〇一七）で考察したが、類例が三嶋本にみられる。このようにみると、三嶋本よりも玉屋本の方が、より改変の度合いが強いといえる。最後に、三本を比較したときに為繩本に独自の例のうち、乾元本と一致する例を確認したい。これは先にみた為繩本に独自の二〇六例のうちの一七八例である。これはつまり、

玉屋本・三嶋本とが同一の例である。具体例（第四段一書第一）を挙げると、

（為繩本・乾元本）次生淡洲

（玉屋本・三嶋本）次生淡路洲

のような例である。

このような例をみると、たしかに多くは誤字であったり、文字の欠落や添加などではあるが、それだけにかえって、玉屋本・三嶋本が共通の祖本をもつ証拠といえる。また、改変意図をみいだしうる例もある。たとえば、

（為繩本・乾元本）伊奘諾尊追伊奘册尊入於黄泉

（玉屋本・三嶋本）伊奘諾尊追伊奘册尊於黄泉国入

がそのような例にあたる。この例は、『古事記』上巻における「黄泉国」の例などを想起させる。

以上をみると、為繩本が乾元本をはじめとした他の『日本書紀』写本に最も近く、一方、三嶋本・玉屋本とはそれらと距離があり、かつその二本に近親性が看取される。さらに、三嶋本と玉屋本を比べると、やはり少なくとも異同が存する。端的に言えば、為繩本から三嶋本、そして玉屋本へと、他の写本との差が広がる。

おわりに

以上、為繩本・玉屋本・三嶋本の在りようについての考察を行った。現在、『日本書紀』の諸注釈書の底本は、卜部系本が主流である。それは、成書当時の本文が卜部系本に比較的正確に残存しているためである。

しかし、たとえばそれらの注釈書では、一書が大字単行で記されており、つまりその意味では改変されたテキストである。すると現在、改変されたテキストが、あたかも成書当時の『日本書紀』そのものように流通していることになる。

このように、『日本書紀』は常に、改変されてきた書物であった。過去に目を向ければ、それは一方向のものではない。『日本書紀』が『類聚国史』となったのち、さらに『類聚国史』が『日本書紀』となる。あるいは、『日本書紀』に端を発する注釈的言説が、『日本書紀』本文に組み込まれる。それらの運動性は、ひとつの『日本書紀』写本をみるだけで明らかになるものではなく、複数の写本を見比べることで、また他のテキストとの比較のなかで浮かび上がるものである。そして、文化と歴史の総体のなかで『日本書紀』をみたときに、その意味を発展的に理解することが可能となる。本稿では、為繩本・玉屋本・三嶋本の三本を

みること、その類似性と相異をみてきた。それはすなわち、卜部系本に属しない『日本書紀』の価値をみる行為でもあった。

とはいえ、本稿によってそれが尽くされたわけではなく、むしろ、他の非卜部系本のあり方が問題として立ち現れたといつてよい。

(注) 小島(一九四三)もまた、高野山宝寿院旧蔵『日本書紀』そのものを目にはしていない。小島は中外日報(昭和十一年一月二十一日付)に記載された水原堯榮「高野山の神道(五)」によって前述の奥書を知ったことを記している。

参考文献

- 入田整三(一九二六)「玉屋本日本書紀の伝来について」『書誌』
4、一九二六年八月(書物関係叢書13『書誌』ゆまに書房、
一九九三年七月所収)
- 植田麦(二〇一六)「三嶋本『日本書紀』と『類聚国史』」『文史研究』56、二〇一六年三月
- 植田麦(二〇一七)「三嶋本『日本書紀』と具書について」『論集上代文学』38、笠間書院、二〇一七年九月(予定)
- 小島鉦作(一九四三)「二十一社記再論」『史学雑誌』54―12、

一九四三年二月

近藤喜博（一九五二）「玉屋本日本書紀に就いて」『芸林』2

―2、一九五二年四月

中村啓信（一九八二）「三嶋本日本書紀 解説」一九八二年九

月、三嶋本日本書紀影印刊行委員会

西川順土（一九八三）「為繩本日本書紀の一書」神道大系月報

30 31 32 一九八三年三月

本稿は科研費補助金・若手研究（B）一六K一六七六九の助成をうけたものである。また、本稿をなすにあたり、毛利正守先生のご指導を賜った。記して謝するものである。

（うえだ ばく・明治大学専任講師）